

一定の病気等に係る運転者対策

(平成26年6月1日施行)

※「一定の病気」とは、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気で、道路交通法施行令で定める脳出血、脳梗塞、てんかん、統合失調症、再発性の失神、そううつ病、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害等をいいます。

1 免許を受けようとする方等に対する質問等に関する規定の整備

(89条、101条、101条の2、101条の5、107条の3の2、117条の4)

- 公安委員会は、免許の取得・免許証の更新をしようとする方に対して、一定の病気等に該当するかどうか判断するための質問票を交付します。質問票を受けた方は、それに答えて、公安委員会に提出しなければなりません。



虚偽の記載・報告をした場合

1年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金

- 公安委員会は、すでに免許を受けている方等が一定の病気等であるか調査する必要があるときは、必要な報告を求めることができます。

免許を取得(更新)したいのですが。

公安委員会

質問票を提出願います。

2 一定の病気等に該当する疑いがある方に対する免許の効力の停止に関する規定の整備 (104条の2の3)

- 公安委員会は、一定の病気等にかかっていると疑われる方の免許を3か月を超えない範囲内で期間を定めて停止することができます。



3か月を超えない範囲内で免許停止も

公安委員会



一定の病気?

3 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における免許の再取得に係る試験の一部免除に関する規定の整備 (97条の2)

- 一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された場合、取消してから3年以内であれば、適性試験のみで再取得が可能となります。

一定の病気に該当すること等を理由とした免許の取消し

免許の再取得

3年以内

免許取得時の運転免許試験の一部を免除

鳥取県警察本部
交通部運転免許課

◆◆ お問い合わせ ◆◆
(東部運転免許センター) 0857-28-5885
(中部運転免許試験場) 0858-35-6110
(西部運転免許センター) 0859-22-4607